

2017年6月16日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 伊東 健次

答 申 書

2017年6月14日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第1号（「2017年5月24日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた情報は、「市町村等識別情報」を含む情報に該当し、資料の存否を明らかにしないで非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料

宮崎県串間市にて過去に放射性廃棄物処分に係わる何らかの調査をしたことがあるか、そのことに係わる全ての資料

2. 情報公開請求に対する機構の説明

当該情報公開請求は、「正式応募前」又は「国が関係地方公共団体に申し入れる旨を公にする前、又は公になる前」の「市町村等を含む地方公共団体」の「名称若しくは名称を特定する情報」（他の情報を組み合わせることにより特定可能となるものを含む。以下「市町村等識別情報」という。）を含むものであるため、資料の存否を明らかにしないで非公開とする。

3. 当委員会の判断

当該請求には、情報公開規程（以下「規程」という。）別表第2「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する「市町村等識別情報」があり得ることが認められ、当該情報が記載された資料が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報である「市町村等識別情報」を公開することとなるものと認められることから、規程第10条の規定により、存否を明らかにしないで非公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 2017年6月14日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) 2017年6月16日 | 第28回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) 2017年6月16日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員 長 (座長)	伊 東 健 次
委員 長代理	加 藤 一 郎
委 員	佐 藤 貴 夫